

5-10 介護保険料設定の弾力化（ボランティア控除）について

介護保険料設定の弾力化（ボランティア控除）については、10月31日の全国介護保険担当課長会議において案をお示しし、保険者の御意見を求めていたところではありますが、いただいた御意見等を踏まえ、今後の対応については以下のとおりとすることにいたしましたので、お知らせします。

保険料の設定方法については、より地域の実情を反映した弾力的な設定が可能となるよう見直しを進めているところであり、ボランティア控除の提案についても、地域づくりの観点から保険料の設定について創意工夫を生かしたいという趣旨の提案であると受け止め、保険料設定の弾力化の一環として厚生労働省においても検討し、保険者からの御意見も求めていたところではありますが、本件については、

(1) 実施に賛成の立場から、

- 意欲的な保険者の先進的な取組みを可能にするものであり、積極的に評価したい。
- 元気な高齢者が相互扶助のボランティア活動に参加することにより、高齢者の意識改革につながり、介護給付費の増加に歯止めをかける一助にもなると考えられ、有意義な制度である。

等との意見がある一方、

(2) 実施に慎重な立場から、

- ボランティア活動に対する対価的性格があり、ボランティア本来の意義が薄れるのではないか。
- 保険料は所得に応じて設定すべきであり、ボランティアで控除される保険料をボランティアに参加しない者に負担させるのは適当ではない。

等との意見があり、

(3) その他、

- 保険料設定の基本的なあり方に関するものであり、性急に結論を出さず検討を重ねるべき。

等との意見も寄せられております。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省としては、本件に関し、いただいた御意見の論点等について更に検討、整理を進める必要があると判断し、本件については、当面、平成18年4月1日を施行日とする制度見直し（政令改正）は行わないこととし、保険者等の意見を聴きながら、実施について引き続き検討を進めていくことが必要と判断したので、その旨御了知願いたい。